

西予市農業委員会 令和7年7月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月23日（水）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 38名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第24号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第25号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第5 報告第26号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第27号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第33号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志	事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教	農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年7月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>みなさん、こんにちは。忙しい中、また暑い中、定例会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。選挙がありました、行かれましたか。どうも衆議院も参議院も過半数割れということで、さあどうなっていくのかなあ、農政の方にもかなり影響が出るのではと心配しているところです。また、トランプ関税ですが25%のところ15%に決着したようです。どうも農業分野において、解放を迫られるんじゃないかと心配しております。本日は報告事項が4件、議案が3件となっております。またそのあと、農地パトロールについての研修も控えておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
亀岡局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>それでは、ただいまから7月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、5番 菊池委員、22番 瀧野委員の二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第24号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第24号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃借権の解約が4件、使用貸借権の解約が1件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第25号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

井上係長	<p>報告第 25 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、宇和町岩木、●●●●ほか 1 名から提出のあった証明願いは、農業委員、8 番 大塚委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 5、報告第 26 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第 26 号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、東京都昭島市、●●●●ほか 4 名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員 14 番 重原委員、16 番 岡山委員、19 番 泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 6、報告第 27 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第 27 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「株式会社●●●●」、「有限会社●●●●」、「有限会社●●●●」、「有限会社●●●●」、「農事組合法人●●●●」、「有限会社●●●●」、「有限会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、議案第 31 号については、21 番 和氣委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、21 番 和氣委員退席後、整理番号 4 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 21 番 和氣委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第 7、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。整理番号 4 番の申請は、貸人●●●●及び●●●●から、借人●●●●へ賃貸借権の設定を行うものであります。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 4 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願い</p>

23 番芝委員	<p>いします。整理番号4番をお願いします。</p> <p>整理番号4番の案件につきまして、23 番 芝が報告いたします。先月の定例会議に挙がっていた同類の追加の許可申請です。申請地を耕作されていた方が離農されるということで今回の申請にいたったようです。15 日に農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件などすべて問題はなく、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 21 番 和氣委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番を除く12件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第31号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページ6ページをご覧ください。整理番号4番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は12件でございます。権利別では、所有権移転の売買が9件、贈与が3件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから3ページ、5ページから13ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまに説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
38 番松本委員	<p>整理番号1番の案件につきまして、38 番 松本が報告します。7月20日、土居農業委員</p>

	<p>と受人立会いの下、現地調査を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。</p>
中村会長	<p>2番、3番をお願いします。</p>
23 番芝委員	<p>整理番号2番の案件につきまして、23 番 芝が報告します。7月15日に農業委員の宇都宮氏と現地確認を行いました。申請地は、受人の自宅に隣接する農地で、現時点では耕作されていませんが、草刈り等を行えば耕作可能で、受人も家庭菜園程度ですが野菜、果樹を作付けしたいとの考えがあるようです。許可要件などすべて満たしており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
23 番芝委員	<p>引き続き、整理番号3番の案件につきまして、報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。2番の案件同様、7月15日に農業委員の宇都宮氏と現地確認を行いました。今年は現耕作者の都合により水稻は作付けされておりませんが、以前に受人より申請・許可のありました農地などを拝見しましても、有効に農地活用を行っていますので、周辺農地及び地域営農への影響など問題はないと思います。</p>
中村会長	<p>5番をお願いします。</p>
21 番和氣委員	<p>整理番号5番の案件につきまして、21 番 和氣が報告します。7月20日に河野農業委員と現地確認しました。受人は、隣接する空き家の購入に伴い、農地を取得し家庭菜園を始めたいということであります。営農計画書も提出されており、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて満たすものと思われます。また、現地は庭木や草で覆われており、耕作できる状況ではありませんでしたが、復旧計画書が提出されており、取得後においては農地へ復旧されるものと思われます。周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。</p>
中村会長	<p>6番から8番をお願いします。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号6番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。渡人は、後継者も無く高齢により申請地の土地を売却することになりました。受人は取得後、水稻栽培を行うとのことで、取得後もすべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。また、申請地が農地であることを確認しております。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号7番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。渡人は、地区外に生活しており、申請地の維持管理が困難となり売却することになりました。受人は、経営規模を拡大したい意向もあり、今回の取得となりました。受人は、地域営農のリーダー的な人物でもあります。取得後もすべての農地を利用していくとのことです。また、申請地が農地として耕作されていることを確認しました。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号8番の案件につきまして、24 番 三瀬が報告します。渡人は、親から住宅と隣接する申請地を相続しましたが、県外に在住しており、今回売却することになりました。</p>

	<p>受人は、住宅と申請地の取得後、主に自家消費目的の野菜等の栽培を予定しております。また今回、営農計画書の提出もあり、問題はないと思います。以上3案件は、重原農業委員と農地であることを現地確認しております。</p>
<p>中村会長</p>	<p>9番をお願いします。</p>
<p>36 番宇都宮委員</p>	<p>整理番号9番の案件につきまして、36 番 宇都宮が報告します。7月14日に大塚農業委員と現地を確認しました。受人は、5条の申請が出ている農地の残地を購入することです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>10番をお願いします。</p>
<p>26 番矢野委員</p>	<p>整理番号10番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。7月10日、小笠原農業委員が受人に対して本人の意向について確認するとともに、関係者にも連絡し現況を確認しました。譲渡人は神奈川県在住で、高齢であるため受人が譲渡を希望した宅地だけでなく、農地を含めすべての不動産を売買することとしました。受人は、機械、労働力、技術、通作距離等からみてもまた、農地の譲渡を受けることで農業になお一層精進する意向ですので、問題なく許可要件は満たしております。現時点では、これらの農地を譲渡人から依頼された者が耕作しておりますが、受人は今後、畜産経営及び営農の一層の安定化を図るため、これらの農地を有効にかつ効率的に利用していくつもりです。現時点での耕作人等も本譲渡について承知していることを確認しております。また、7月11日に小笠原農業委員とともに現地確認をし、申請地が農地として耕作されていることを確認しました。</p>
<p>中村会長</p>	<p>11番をお願いします。</p>
<p>35 番梅川委員</p>	<p>整理番号11番の案件につきまして、35 番 梅川が報告します。受人は、経営規模の拡大するために取得したいということであり、7月18日に受人、泉原農業委員、私の3人で現地確認を行いました。通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>12番をお願いします。</p>
<p>20 番西井委員</p>	<p>整理番号12番の案件につきまして、20 番 西井が報告します。譲渡人は現在、松山市に在住しています。譲受人は、地元に住居する自営業です。住居を購入する際、付帯する申請農地を併せて購入するものであり、家庭菜園用に利用することです。堀内農業委員と受人と私の3人で現地確認を行いました。</p>
<p>中村会長</p>	<p>13番をお願いします。</p>
<p>33 番久重委員</p>	<p>整理番号13番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。譲受人は現在、管理・耕作している申請農地を購入し、継続して耕作したいとすることです。許可が下り次第、所有権を移転し、経営規模を拡大します。長年管理・耕作してきた農地なので、許可要</p>

	<p>件はすべて満たしております。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響もないと思われます。確認につきましては、菊池農業委員、譲受人と私の3人で立ち合いを行っております。</p>
<p>中村会長</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑もないようなので、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番、5番から13番までの12件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>中村会長</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番、5番から13番までの12件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>中村会長</p>	<p>次に、日程第8、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
<p>井上係長</p>	<p>議案第32号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は2件で、権利別では、所有権移転の売買が2件です。</p> <p>はじめに整理番号1番、転用場所は宇和町永長の田、面積212㎡の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりが無いため、第2種農地と判断致し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号2番、転用場所は野村町野村の田、面積992㎡の1筆で、転用目的は農業用施設です。農地区分は農用地区域内農地になりますが、農地法第5条第2項ただし書きで規定する農用地利用計画において指定された用途に該当すると考えます。</p> <p>以上、その他の要件につきましては、別添意見書14ページ、15ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>中村会長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>

7 番大塚委員	<p>整理番号 1 番を 7 番 大塚が報告します。7 月 14 日、宇都宮推進委員と現地確認を行いました。譲受人は現在、借家住まいで、手狭となったため個人住宅を建築されるものがありますが、隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思います。</p>
中村会長	<p>2 番をお願いします</p>
15 番水口委員	<p>整理番号 2 番を 15 番 水口が報告します。7 月 12 日に石山推進委員と現地確認を行いました。譲受人は障害者就労支援事業を営んでおり、利用者の就労支援のため、菌床シイタケ栽培を計画し、申請地に農業用ハウス、作業場、残地を駐車場として土地利用するものであります。ただ、隣接する道路と高低差があるため、申請地の地面を若干高くする予定であります。それに伴う土砂の流出及び農業排水路への影響は土木事務所の指導の下、着工するというものであり支障はないものと思われま。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 8、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第 8、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 9、議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による案件は、17 件でございます。議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 西予市長より令和 7 年 7 月 8 日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。利用権の新規設定が 15 件です。利用権設定をする者が 15 名、設定を受ける者が 9 名、うち地域計画内の案件が 5 件でございます。利用権設定面積は 31,968 m²、筆数が 34 筆です。</p>

	<p>所有権の移転は2件で所有権の移転をする者は、明浜町俵津、●●●●及び●●●●、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は併せて1,029㎡、筆数は3筆、移転の時期は令和7年10月1日、対価はそれぞれ●●●●円と●●●●円です。えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、地域の担い手へ売り渡される見込みです。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村会長	事務局の提案説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
19番泉原委員	はい。
中村会長	どうぞ。
19番泉原委員	議案書の掲載で、いままでの利用集積計画には認定農業者の欄があって、該当の有無が記載されていたのだが、今は廃止となったのか？
木崎次長	令和7年3月までの農用地利用集積計画では、農地集積の観点からまた、嘱託登記の要件として受け手が認定農業者であることに重要な意味がありました。しかしながら、4月以降の中間管理事業では、地域計画に基づく計画に登載された農業者であるか否かが最も求められるところとなります。よって、受け手右側の記載欄を認定農業者の有無から地域計画の内外へと改めております。
中村会長	よろしいですか。
19番泉原委員	はい。
中村会長	他に質疑はありませんか。質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第9、議案第33号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定及び所有権移転の17件を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。よって、日程第9、議案第33号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定及び所有権移転の17件は、原案のとおり異議ない旨、西予市長に意見することに決定しました。
中村会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。 次回の定例総会は、8月22日金曜日の午後1時30分からです。
亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。

午後2時06分閉会

議事録署名委員

会 長

5 番 委 員

22 番 委 員